

障害年金 研修会

2015
3.14
SATURDAY

当事者、
家族、
支援者のための、

障害年金は、病気やケガで一定の障害がある人が、受け取ることができる国の年金です。障害によって働くことができなったり、労働時間、仕事内容を制限されていることがある障害者にとって、障害年金は、自分らしい生活をおくるために欠かせない制度の一つです。一定の条件を満たしていることが受給の条件です。

じつは、その障害年金を受給できるかどうかの審査に地域格差があることが調査によって分かってきました。兵庫県は全国的に厳しいことが明らかになっています。障害年金の申請や更新のときに、不利益を受けないためにも、従来よりも知識が求められる状況になっています。



2015/3/14(土)

14:00 ~

三田市総合福祉保健センター講座室

講師：小林潔浩さん

(社会保険労務士・社会福祉士)

入場無料・申込不要

手話・要約筆記は 3/3 までにお申込みください

■ 主催・問い合わせ：三田市精神障害者支援センター

Tel: 079-556-5075 Fax: 079-556-5275 E-mail: npo.asunaro@honey.ocn.ne.jp



2015/3/14 障害年金研修会



障害基礎年金の不支給割合

(平成 22 年度～平成 24 年度平均)

ブロック	都道府県	決定件数 ※	不支給件数	不支給割合
北海道	北海道	5,127	595	11.6%
	青森	1,313	136	10.4%
	岩手	1,294	93	7.2%
	宮城	1,706	97	5.7%
	秋田	971	109	11.2%
東北	山形	944	60	6.3%
	福島	1,556	199	12.8%
	茨城	1,988	462	23.2%
	栃木	1,425	56	4.0%
	群馬	1,389	123	8.9%
北関東・信越	埼玉	4,671	759	16.3%
	新潟	1,825	96	5.2%
	長野	2,030	118	5.8%
	千葉	4,629	565	12.2%
	東京	7,700	797	10.3%
南関東	神奈川	6,312	455	7.2%
	山梨	645	79	12.2%
	富山	787	67	8.6%
	石川	995	67	6.7%
	岐阜	1,494	129	8.6%
中部	静岡	2,775	266	9.6%
	愛知	4,906	631	12.9%
	三重	1,481	125	8.4%
	福井	565	49	8.7%
	滋賀	1,031	168	16.3%
近畿	京都	2,031	251	12.4%
	大阪	6,865	964	14.0%
	兵庫	4,265	957	22.4%
	奈良	1,181	197	16.7%
	和歌山	945	121	12.8%
中国	鳥取	564	78	13.9%
	島根	641	42	6.5%
	岡山	1,575	215	13.7%
	広島	2,427	469	19.3%
	山口	1,226	260	21.2%
四国	徳島	684	43	6.2%
	香川	707	61	8.6%
	愛媛	1,451	139	9.6%
	高知	759	73	9.7%
	福岡	4,403	735	16.7%
九州	佐賀	808	185	22.9%
	長崎	1,369	163	11.9%
	熊本	1,730	169	9.8%
	大分	1,058	258	24.4%
	宮崎	1,126	82	7.3%
	鹿児島	1,718	237	13.8%
	沖縄	1,932	340	17.6%
計(平均)		99,021	12,339	12.5%

精神・知的障害の等級非該当割合

(平成 24 年度)

精神障害・知的障害			
決定 件数	等級 非該当 件数	等級 非該当 割合	
栃木	136	2	1.5%
新潟	108	4	3.7%
宮城	98	3	3.1%
長野	98	1	1.0%
徳島	90	0	0.0%
山形	114	5	4.4%
鳥根	83	2	2.4%
石川	119	6	5.0%
岩手	109	0	0.0%
神奈川	121	7	5.8%
宮崎	58	0	0.0%
三重	61	2	3.3%
富山	66	4	6.1%
香川	51	6	11.8%
岐阜	62	6	9.7%
福井	82	5	6.1%
群馬	51	9	17.6%
愛媛	61	9	14.8%
静岡	62	1	1.6%
高知	48	1	2.1%
熊本	53	1	1.9%
東京	72	6	8.3%
青森	61	6	9.8%
秋田	49	0	0.0%
北海道	70	3	4.3%
長崎	45	2	4.4%
千葉	105	20	19.0%
山梨	54	1	1.9%
京都	70	1	1.4%
和歌山	51	3	5.9%
福島	36	3	8.3%
愛知	108	20	18.5%
岡山	67	15	22.4%
鹿児島	41	3	7.3%
鳥取	73	13	17.8%
大阪	115	21	18.3%
埼玉	99	28	28.3%
滋賀	146	26	17.8%
奈良	119	19	16.0%
福岡	109	14	12.8%
沖縄	103	6	5.8%
広島	128	28	21.9%
山口	94	16	17.0%
兵庫	99	55	55.6%
佐賀	113	35	31.0%
茨城	143	29	20.3%
大分	112	37	33.0%
総計	4,013	484	12.1%
構成割合	66.9%	53.9%	-

障害基礎年金認定審査の地域格差

厚生労働省が今年 1 月に発表した「障害基礎年金の障害認定の地域差に関する調査結果」によって、障害年金の申請に対する支給・不支給の判定結果に都道府県間によってばらつきがあることが分かりました。なかでも兵庫県は、審査にしめる不支給の割合が 22.4%と全国でも 4 番目という厳しい状況です。

精神障害者支援センターの相談のなかでも、障害年金の更新時に、症状や生活の状況が前回と変わっていないにもかかわらず、不支給になる事例は少なくありません。

地域格差の是正を国や年金機構に対して求めていかなければならない一方で、障害年金の申請や更新時に、症状や障害状態が以前よりも的確な診断書や申請書類が求められていると言えます。

障害年金と障害者手帳は違うもの

「障害年金」と「障害者手帳」は違った制度。名前は似ていますが、独立した制度です。障害者手帳を持っていない人でも、障害の状態によって、障害年金を受給できる場合があります。ただし、障害者手帳が税の控除や障害者雇用の条件になるものに対して、障害年金は経済的に支援するものですので、同じ等級ならば、障害者手帳よりも障害年金の認定基準のほうが厳しいです。年金を受けている人はおおむね障害者手帳を持つことができると言えるでしょう。

精神障害者支援センターやお近くの相談機関では、障害者手帳や年金制度の質問でも利用できます。

三田市総合福祉保健センターのアクセス

● 住所・電話番号

〒 669-1514 兵庫県三田市川除 675 番地

tel: 079-559-5700

※ 講演会の問い合わせは下記までお願いします。

● 駐車スペース

161 台 (障害者用 8 台)



■ 三田市精神障害者支援センターについて

特定非営利活動法人あすなろが、三田市より業務委託を受けて、2010 年 4 月から運営しています。精神障害のある人やその家族が、住みなれた地域で安心して暮らしていくために、精神保健福祉士による専門相談や福祉サービスの利用相談、その他の相談、情報提供等をおこなっています。また、講演や研修会などの普及啓発活動も行なっています。

● アクセス・連絡先

JR 三田駅から徒歩 8 分。

お車は市役所市営駐車場をご利用ください。

〒 669-1513 兵庫県三田市三輪 1 丁目 8 番 11 号

tel: 079-556-5075 (三田市精神障害者支援センター)

tel: 079-562-5531 (法人代表)

npo.asunaro@honey.ocn.ne.jp

<http://npo-asunaro.org/>